

# 高齢者インフルエンザ予防接種 説明書

この予防接種は、本人の希望を得て行います。正確な意思確認が困難な場合には、家族やかかりつけ医により、本人の接種意思の確認をすることが認められており、接種を希望することが確認できた場合に限り、接種を行うことが出来ます。最終的に意思確認ができない場合は、予防接種法に基づく接種を行うことができません。この説明書をよく読んで、予防接種の必要性や副反応を十分に理解したうえで接種してください。

## インフルエンザ予防接種について

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。予防の基本は、流行前に、予防接種を受けることです。予防接種をしてから抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5か月間とされています。発病・重症化を防ぎます。

## 予防接種を受ける前に

### (1)一般的注意

- ①必要性や副反応についてよく理解しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。
- ②予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

### (2)予防接種を受けることが適当でない人

- ①接種当日、明らかに発熱のある人：一般的に、体温が37.5度以上の場合。
- ②重篤な急性疾患にかかっている人：重篤な急性疾患にかかっている人は、その後の病気の変化がわからないので、その日は見合わせるのが原則です。
- ③インフルエンザワクチンで、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人  
※「アナフィラキシー」とは通常接種後約30分以内に起こり、生命に関わる重度のアレルギー反応、激しい全身反応のことです。
- ④インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた人および全身性発疹等のアレルギーを疑う病状があらわれたことがある人
- ⑤その他、医師に不適当な状態と判断された人



うら面もご覧ください



### (3)予防接種を受けるに際し担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気などで治療を受けている人
- ②過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
- ③過去に免疫不全の診断を受けた人および近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ④間質性肺炎、気管支ぜんそく等の呼吸器系疾患がある人
- ⑤接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある人

### インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の後は、まれに副反応が起こることがあります。接種直後から数日中に、接種部位が赤みを帯びたり、腫れたり、痛みを感じることがありますが、通常2～3日中に消失します。他に、全身反応として、発熱や悪寒、頭痛、倦怠感などを認めることがあります、これらも通常2～3日中に消失します。

また、非常にまれですが、**重大な副反応として、ショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）があらわれることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じますが、まれに接種後4時間以内に起こることもあります。**

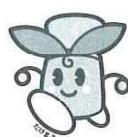
このような場合には、医師の診察を受けてください。

### 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での入院治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

健康被害の程度などに応じて、医療費、医療手当等の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものなのか、別の原因によるものなのか、その因果関係を様々な分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。そのほか、わからない時は健康課へお問い合わせください。

生駒市健康課



電話 75-2255（直通・セラピーいこま）